

## 平成16年度 第5回規制改革・民間開放推進会議 議事録

( 本議事録は、議事概要を兼ねるものである。)

1 . 日時：平成16年9月9日(木) 14:00～15:30

2 . 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3 . 出席者

(委員)宮内義彦議長、鈴木良男議長代理、八代尚宏総括主査、黒川和美、志太勤、白石真澄、南場智子、原早苗、本田桂子、安居祥策、各委員、大橋豊彦、橋本博之、福井秀夫、美原融、各専門委員

(政府)金子大臣

(事務局)林内閣審議官、河野規制改革・民間開放推進室長、宮川参事官、岩佐企画官、長瀬企画官、原企画官、丸山企画官

4 . 議事次第

(1) 規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針について

(2) 今後の推進会議の進め方について

(3) その他

5 . 議事概要

宮内議長 それでは、定刻となりましたので、第5回「規制改革・民間開放推進会議」を始めさせていただきます。

本日は、南場さんが遅れてこられますが、10名の委員の御出席をいただいております。

金子大臣にもおいでいただいておりますので、議事に入ります前に一言、金子大臣からごあいさつをちょうだいできればと思います。

金子大臣 宮内議長を始め、委員の皆様方、本当に大変貴重な時間を、この会議に割いていただいて、日々大変な御努力をいただいておりますことを、改めて御礼申し上げます。

年末の答申に向けて、これからいよいよ本格的な議論をしていただくことになりました。当会議での審議を踏まえて、11月あるいは12月、この4月から新しくスタートした本部、閣僚同士であるいは閣僚出席の場に委員の皆様方に御出席をいただいてそこでやり合うと、こういう推進本部、ミニ本部でありますけれども、議論が詰まってきた段階で随時開催をさせていただきたいと思っております。そういう中で、当会議の考え方を関係閣僚にもしっかりと理解をしてもらいながら、政治のリーダーシップも得つつ、議論を進めていきたいと考えております。

明日、閣議がございます。閣議の後の閣僚懇におきましても、今、私が申し上げたことを、各閣僚にお願いをし、あらかじめノータイスというのでしょうか、連絡をしておくつもりであります。しっかり覚悟してもらっておく方針であります。

明日、あじさいの規制改革・民間開放の要望の政府方針が推進本部で決定されます。今

回、政府決定に至らなかった要望事項についても、重要な事項につきましては、今後、当会議においてしっかり御議論いただきたいと思います。

これから年末にかけてが大きな山場だと思っております。政治的に大変恐縮でございますけれども、郵政の民営化の問題は当委員会の動きと無縁ではありません。やはり規制改革あるいは郵政そのものが民間でできるものは民間でという1つの構造改革のきちっとした位置付けのものでありますが、それと同じような意味で、郵政に対する反対が与党側で非常に、政府の側で非常に厳しい状況、そういう中でのこの当会議でのテーマになります。それだけ、これから御議論いただく場、海原はかなり波が高い、それは私自身も覚悟しながら取り組ませていただこうと思っております。

それぞれ皆様方、大変お仕事でお忙しい中ではありますけれども、今後とも、御活躍と御協力を心からお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

宮内議長 金子大臣、大変ありがとうございました。

(報道関係者退室)

宮内議長 それでは早速でございますが、本日の議事に入りたいと思います。

まず第1の議案は、本年6月、「規制改革・民間開放集中受付月間」、いわゆるあじさい月間におきまして、民間企業・団体あるいは地方公共団体等から寄せられました要望について、今般、政府としての対応方針案がまとまり、明日、持ち回りで開催されます規制改革・民間開放推進本部で決定されるという運びとなっております。

したがいまして、内容につきましてまず事務局より御説明をいただきまして、皆様方の御意見をちょうだいしたいと、このように思っております。よろしく願いいたします。

宮川参事官 それでは、お手元の資料で、「(非公表・席上配布)」ということでございます。これは明日政府決定いたしますので、お取り扱いの方はよろしく願いしたいと思います。

まず概要の紙でございまして、縦長の「全国規模の規制改革・民間開放要望(あじさい月間)への取組について」というところでございます。

今回、6月1か月間で要望を特区等とまとめてやらさせていただきました。全国区の方は全体で487項目でございまして、明日本部決定をさせていただく予定でございます。

今回、そのうち本部決定となりますのは29項目でございます。なお、注書きにございますように、既に3か年計画で記載をされているもの、もしくは現行でもできるといった確認ができたものなどが全体で128ございます。それ以外にも、例えば、混合診療などがそうなんですけれども、重要項目45項目について、各ワーキンググループの主査と御相談させていただきながら出ささせていただきましたけれども、これについても、会議で御議論いただき、12月の答申で結論をいただきたいと思います、かように考えております。

代表事例でございますけれども、そこでございますように、IT関係では、税務書類の電子データによる保存の承認、それから、ビザ関係では、愛知万博における訪日の韓国人

観光客のビザの免除、もしくはアジア太平洋諸国の方を対象といたしまして、商用の数次ビザ、これについて出しやすくする、もしくは有効期限を延長する、台湾の修学旅行生に対してビザの手続を緩和をしていくといったビザ関係がございます。

運輸関係でございますと、高速道路をETCを使いまして割引制度を入れていく、こういう話。

それから、ガソリンスタンドと自動車整備工場の併設ということでございまして、この際のいわゆる工場部分についての容易なことができるような周知徹底をするという関係のものがございます。

医療・福祉関係では、電子カルテの院外保存の関係、それから、ボランティアの福祉有償輸送につきまして、本年4月から実施がされておりますけれども、それについての地方公共団体の窓口の特定、それから、保健機能食品の表示についても、より具体的わかりやすいような形の表示の引用といったような福祉関係、医療関係の点も、今回新たに盛り込まれております。

住宅・土地・環境関係では、小規模の開発行為の関係、それから、宅地造成等の規制に関わります手続の効率化、簡素化といったような点が盛り込まれてございまして、全体で29項目になっております。

なお、次の資料でございまして、これが本体でございまして、今申し上げた要約に示されている本体でございまして、29項目が横長の紙になっているところでございます。私からは以上でございまして。

宮内議長 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、何か御意見、御質問等ございましたら。

今回の487項目というのは、これまでに比べるとどういう状況なんでしょうか。

宮川参事官 前回の、いわゆるもみじは、約1,000項目近くございました。それから、前々回は大体500でございまして、わりと季節変動というのがございます。大体春の方が少なくて秋の方が多いということでございます。大体延べで言うと平年並ということでございますが、今回は、正直申し上げまして、半分ぐらいがリピーターでございまして、再要望が非常に多ございました。各事業団体の方からいただいた要望の半分は大体再要望ということになっております。

宮内議長 ありがとうございます。

それで、この29項目、本部決定、これを打率で言うんですか、当選率というか、そういうものの推移というのはいかがでしょうか。

宮川参事官 最初のときの、去年のあじさいのときはたしか60項目強だったと思います。それから、秋の段階は90の後半だったと思います。そういう意味で言いますと、打率は少し下がっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、再要望が多ございまして、今回新規玉について新規にこういうことをやるというのが29項目でございまして、その辺りについてはいろいろとまた御評価いただけるのではないかとということでございます。

原委員 1点だけちょっと質問なんですけれども、本体の、こちらのもともとの方の5ページのところに18として、「中小企業等協同組合における組合員以外の共済利用に関する管理監督の強化」という話が出ていますが、今、金融庁の中でも保険ワーキングで、無認可共済についての検討を進めているところなんです、これは、特に、何というのでしょうか、こちらの中小企業と共同組合における共済だけをわざわざというのは、どういうことなのかなと。というのは、例えば、認可共済であっても、員外利用というのがかなり今広がっていて、その辺りをどのように考えるかということは、全体的な議論の中ではあるので、特に、ここの部分だけを取り上げられた何か理由というのは。

宮川参事官 要望が出てきたことに対する回答でやったものですから。

原委員 ほかのところへの要望はなかったということですね。

宮川参事官 一部、農協はございましたけれども、農協については今でもやっています、という返事だったものですから、これは新規ではないなという判断で、今回の政府決定には入れておりませんが、趣旨は同様でやらせていただくということになると思います。

原委員 わかりました。では、出てきたところも同じところから言ってきているということですね。

八代総括主査 今、宮内議長からもお話があったんですが、過去との比較をする表というのも一緒に付けてもらわないと、今回、どれから成功してどれくらいうまくいかなかったのかよくわからない。打率というといろいろ分母が難しいかもしれませんが、どれくらい出てどれくらいが成功して、どれくらいがダメだったかという表は後でメールでも教えていただきたいと思います。

それから、リピーターが多かったということですが、逆にリピーターこそ大事であって、それが言わば根雪の部分であるわけですから、成功した決定事項だけではなくて、失敗した中で余りトリビアルなものは別にして、かなり重要なものというのを今後の審議にも活用しなければいけないので、まとめていただきたいと思います。

それから、これはちょっと私も反省なんです、最初のころと違ってかなりプロセスが言わば形式化されてしまっている。先方が特区で提案すれば自動的に特区室の檜木さんの方に行って、全国要望なら宮川さんのところに行くんですが、先方だってよくわからないわけです。それは全国で規制改革されたらその方がいいに決まっているわけで、だけど、特に根雪の部分というのは全国ベースでは難しくても特区ではできる可能性がある。当初の会議でも全国ベースか特区かというような二者択一を迫るというようなやり方もあったわけで、そこは特区室とうまく連携を取って、それから、委員との連携も取って、ハードなものについて、たとえ全国要望であっても場合によっては特区でできないかどうかというようなより弾力的な対応みたいなものを次の秋のラウンドからでもやる必要があるのではないかと思います。

特に、混合診療は、特区要望が出なくても特区でやるということが1つのオプションで

あるわけで、ほかにも当然そういうものがあるかと思えます。

それから、もう一つは、全体像がよくわからない。私のところにもたしか労働と福祉だけ担当者から連絡があったんですけれども、ほかにもどういうものがあるかというのは全くないわけで、余りにも縦割があるわけで、やはりそこは委員全体としてどういうものがあるか、何を交渉の対象にすべきか御連絡が必要と思われます。これは夏休期間も入ってしまったので、なかなか難しいかと思うんですが、秋のラウンドは要望を出していただいている方の期待に沿うように、弾力的な対応が必要なのではないかと思えます。

白石委員 先ほど宮内議長からも打率というお話が出ましたけれども、今回御要望がございました487のうち、現在ペンディングになっているものを引きましても、打率1割未満だと思うんですね。今日お出しいただきました横長の資料を見ましても、果たしてこれが規制改革なんだろうかという項目が含まれていて、例えば、6番のバイオメトリクスに関する調査研究云々というのは、ちょっと規制改革とは違うのではないかという項目も含まれていると思えます。私不勉強なので、もし誤解があったら御指摘をいただきたいんですけども、今回からあじさい月間の決定というのは本部決定に委ねられて、私たちのこの会議は協力というような体制が敷かれているというふうに聞いております。私自身も教育ワーキングの御担当の方から、全体、こういう玉が投げられていて、各ワーキングの中にはどれが関連しますよというような御説明をいただきました。全体像を把握することは、個人レベルはできたわけですけども、この会議体の中で、議論する機会というのはほとんどなかったというふうに思います。もう少し情報を細やかに流していただきたいという要望が1点と、ここは金子大臣がいらっしゃるの非常に失礼な言い方とは思いますが、私たちの会議の中に、本部の役割というのがほとんど見えてこないんですね。今回、本部とこの会議体が2つつくられましたのは、政治的なリーダーシップを発揮して、向こうが非常に重要なことを決め、こちらはそれに協力していくというスタンスだったと思うんですが、それが開催されたのかどうかということも、私は現段階で把握しておりません。ですから、これだけ打率が下がるという言い方はちょっと不確かと思えますけれども、先ほど八代さんがおっしゃいましたように、息長くこうした規制改革の火を絶さないようにするためには、もう少し本部の機能の強化といいますが、会議の開催頻度を多くするとか、何らかの手を打っていただければなというふうに思う次第でございます。よろしく願いいたします。

宮内議長 あと、よろしゅうございましょうか。

金子大臣 いろいろな御意見を承りました。八代先生からありました、いきなり全国版なのか、あるいは特区ではできるのではないかということは、今度はかなり意識して担当もしてもらえと思っていますし、前にも申し上げましたように、林審議官に特区と地域再生、この両方も見てもらうということでしてもらいますので、その裁きも、規制改革の全国版と特区両方見てもらう。ここ事務局の方もそこをかなり意識してしてもらえ体制にしております。

それから、白石さんがおっしゃられた本部、これをもっと開けと、総理が本部、本部と言って、本部が多過ぎて大変だと、勘弁してくれというような状況になっているほど、各本部がありまして、しかし、私が宮内議長を初め、本部の役割というのが基本的なところを各閣僚に認識してもらおう。それから、本当はこれからなんです。皆さんが議論して行って、そして、対立構図が出たときに、閣僚に出てもらって、例えば、厚生労働大臣なら厚生労働大臣に出てもらって、鈴木さんとそこでやり合ってもらおうというような、去年まではそういう場が全くなかったの、あえてそれをつくらせていただいて、機能強化を図ろうと。ですから、むしろ本部の大事な役割というのはこれからだと思っているんです。

ですから、あえてさっきミニ閣僚会議と言いましたけれども、全閣僚集めてでは議論の時間も足りませんし、そういう意味で、担当の大臣を呼び出して、私が出て、皆さんが出て、そこでやり合う。こういう場を想定しております。まだ、確かに見えていないような部分がありますけれども、今のところはみんな、皆さんの決定を本部で追認してもらっている。こういうことを今皆さんがやっています。了解してください、いいですね、ということ、今までは本部で1回、2回開かれましたけれどもやってきた。それは単に前触れであって、本当の役割は、これからです。そして、今私が申し上げた位置付けというのは必ず実現させていきます。

宮内議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの集中受付月間の件でございますが、もうもみじ月間ということで秋の集中受付月間が近づいてまいりまして、今日の御意見を踏まえまして、事務局には是非全体像を各委員にわかっていたいただけるような形をとっていただく。

それから、ワーキンググループの主査の方々にできるだけ協力をしていただくということを含めまして、この成果を更に上げるということは非常に重要かと思っております。そういう意味では、前回、我々も含めまして、少し関心が低くなっていたのかもしれないということが反省事項かもわかりませんが、この秋は、ひとつ大いに委員の皆様方の御協力もお願い申し上げたいと思います。

なお、先ほどお話しがございましたように、お手元の政府の対応方針案は、明日本部決定する、そして公表するというところでございますので、明日まではお取り扱いにつきまして、非公表ということをお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。前回、中間とりまとめを会議として決定いたしました。が、これからは、年末の答申に向けまして、その内容を具体化していかなければなりません。

このため、先日、企画委員会を開催いたしました。そこで、今後の進め方につきまして意見交換をいたしまして、その結果、①「中間とりまとめ」の事項に加えて、昨年の「アクションプラン・17の重点検討事項」を含め、改めて当会議としての重点検討課題を整理し、年度後半もこれらについて重点的な取り組みを行うこと。

②年末に向けては、これら重点検討事項ごとに、責任担当委員を決めさせていただきま

して、その責任担当委員が分担して、その課題に取り組む、こういうやり方をやるべきではないかということで、おおむね意見の一致を見ました。

お手元でございます「平成 16 年度 規制改革・民間開放推進会議の運営方針(改定案)」は、これらを踏まえて 4 月に会議で決定されました「運営方針」を改定したものでございます。本日は、これをベースに御議論いただきまして、会議としてのコンセンサスを得たいと考えております。

まず、お手元の改定案を事務局に御説明をいただきました後、委員の皆様方、勿論専門委員の皆様方も含めまして、自由に御発言をいただきまして、議論を行いたいと思います。

それでは、事務局より、よろしく願いいたします。

宮川参事官 お手元の資料 1 でございます。既に、4 月に運営方針をこの会議でお決めいただいております。今回、改定でございます。下線部になっているのが改定の箇所でございます。ここを中心に御説明いたします。

まず、「1. 基本方針」でございますけれども、3 行目にございますように、情報公開原則の確立。それから②といたしまして、事項別担当委員の設置、といった点を今回新たに加筆をしております。

また、真ん中辺りにございますように、中間とりまとめの部分を引用させていただいております。

それから、その他の事項ということでございまして、これについても積極的に進めるといった点が、次の下線部の内容でございます。

それから、基本方針の最後のところでございますけれども、あらゆる会議内容に関する情報公開を原則とする、といった点がつけ加わっております。

2 ページ目でございます。 ( 4 ) でございますけれども、これも情報の公開でございますけれども、官製市場民間開放委員会およびワーキンググループにおける情報の公開ということで、これらにおいては各省からヒアリングを行う場合等、その議事録および配布資料は原則公開とする、ということでございまして、議事録、配布資料は、ホームページに張らせていただくということを決めております。

それから ( 5 ) の広報でございますけれども、これについても、企画委員会で、多少その広報の機能の強化という議論がございましたので、2 行目のところに「改革の現状・疎外要因」ということをつけ加えさせていただいたのと、政府広報をもうちょっと全面に出して、少し議論しようということでございますが、これをつけ加えさせていただきました。

3 ページ目でございますが、最初のところは「『中間とりまとめ』を踏まえ」というのを入れさせていただいたのと、それから特区について特筆をさせていただきました。

( 1 ) のところでございますけれども、「市場化テスト」のところをより具体化することということで、少し文言を加えさせていただいたことと、中間とりまとめのところ、法制化を含めた制度設計とモデル事業の選定というのが決まりましたので、これを付け加えさせていただきます。

また、民間提案等もやるということも決まりましたので、これも付け加えたということでございます。

3 ページ目の下の 4 . のところでございますが、体制のところでございますけれども、従来の前の会議の「アクションプラン・17 の重点検討事項」等を踏まえて、今回、会議としても別添の各事項を「重点検討事項」と位置づけて年末までしっかりやる、担当委員も決めてやるという趣旨が書かれております。

ちょっと先に、5 ページ目に、担当委員も含めた検討事項について資料がございますので、御説明いたします。5 ページ目をお願いいたしたいと存じます。

市場化テストの制度設計については八代委員をお願いしたいということでございます。官業の民営化等については鈴木主査のほか、白石、原、本田、各位をお願いをさせていただきたいと存じます。

3 . のところございまして、主要官製市場等についての「重点検討事項」ということございまして、これは従来の 7 項目も加えまして、もう 7 項目、その他の重要項目をつけ加えて、全体で 14 にするというところでございます。

左の のところが中間とりまとめの方の 7 項目でございます。この 7 項目につきましては、従来の体制とほぼ同じような形にさせていただきということで、各委員、ここに書いてあるとおりでございます。

なお、5 番目と 7 番目と 10 から 14 につきましては、従前のアクションプラン 17 のところから引用されている部分がございます、これについても、そこに書いてございますような従来からお願いしている委員に引き続きお願いさせていただきたいと、かように考えているところでございます。

4 . といたしまして、規制改革・民間開放集中受付月間、御批判いただきましたけれども、これについて会議としてもきちっとやっていただくということでございまして、志太委員をお願いしたいということでございます。

元に戻りまして、4 ページ目でございますが、「本年度の主要スケジュール」ということで、9 月、11 月の秋の陣ということでございまして、年末に向けた検討ということで、市場化テストについてはモデル事業選定、法制化を含めた制度設計。

官業民営化につきましては、引き続きヒアリングをいただき、論点整理をやっていただく。

主要官製市場については、検証と公開討論、論点整理をやっていただく。

その他、今申し上げたようなその他の事項についても引き続き検討をお願いすることございまして、注書きにございますように、結論が得られた事項についてはできるだけ早期に実行に移すよう、政府にも要請をしていくということでございます。

11 月、12 月は、大臣からも御説明がございました推進本部における討議ということでございまして、関係閣僚と会議メンバーとの折衝、総理による裁定、これによります関係府省との折衝・調整を図って、12 月答申に向けて審議をする。



こういうことをごさいますて、この辺りを含めて今日、御議論賜ればというふうに思っているところをごさいます。

以上をごさいます。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思ひます。

安居さん、どうぞ。

安居委員 今の情報公開という点ですけれども、これは勿論賛成なんです、私が今担当しております国際連携のところでは、実は、片方でEPAの交渉をやっておられるという段階で、いろいろなディスカッションをするものですから、ディスカッションの内容なりあるいは結論についてちょっと公開するとまずいというのが相当ごさいますので、その点は考慮して、その上で公開するという御了解いただきたいと思ひます。

宮内議長 特に御異論はないかと存じます。

金子大臣 私が発言するのはいかがかと思ひますけれども、ちょっと明日の本部会議でこれは早速出てくると思ひますので、社会保険庁の民間開放促進、5ページ目、八代先生、市場化テスト、アウトソーシングと、これはどこが違うんですか。委員会としては、このところはどおいうお考えで整理されて取り組まれるのか、これは本部会議で必ず話題になりますので、ちょっと整理してください。

先生のお考えなのか委員の皆さんのお考えなのか、ちょっと私わからないので。

八代総括主査 今、金子大臣からの点は、ハローワークについても同じように当てはまります。少なくともハローワークの民間開放推進というのは、これは従来の重点事項との関係を整理しているところですが、このハローワークの民間開放推進を進める中であって、市場化テストの活用という形で、1の方とも結びつくと思ひしております。

ですから、ここではいわばダブルに出てきているわけで、市場化テストというのは、あくまでも民間開放を進めるための1つの手段であって、官業民営化等ワーキンググループでやっておられるように別に市場化テストを使わなくても、直ちに民間開放というやり方もあるわけです。、言わば、1というのは、全体の制度設計であって、モデル事業としては、ここに書いてありますようなハローワーク、社会保険庁、必要があればほかのものについても、ダブルで検討するというふうに私は理解しております。

この社会保険庁の方については、直接私の担当ではありませんが、当然考えられるのは、例えば、社会保険料の徴収体制みたいなことが、市場化テストの対象としても、あるいはそれ自体としても考えられるというふうに考えております。

金子大臣 今のお話ですと、市場化テストの全体は市場化テスト、そしてハローワークと社会保険庁はそのモデル事業、そういう位置付けで先生おっしゃいましたね。

それと、もう一つ、社会保険庁の保険料の徴収業務の委託、これとアウトソーシングとはどこが違うんですか。

八代総括主査 これは、従来の意味の委託というのは、官が決めた枠の中で、単に労働

力を民間が提供するというのが、委託、アウトソーシングの考え方です。市場化テスト等では、もっと包括的と言いますか、具体的なやり方等も民間にすべて任せる。そういう意味で、その部分の民間開放、あるいは、民間開放する手段として市場化テストを使うわけですから、ある意味で形態がよりドラスティックになっているというふうに考えればいいかと思えます。

今でも、實際上社会保険料の徴収は、社会保険労務士がやってるわけで、その意味のアウトソーシングは既に行われているわけです。

宮内議長 美原さん、どうぞ。

美原専門委員 今のを補足させていただきます。市場化テストと委託がどこが違うんだということですが、委託というのは、官が責任、所掌を決めますね。この場合、その対象を民間同士で競争させる。一方、市場化テストというのは、官がどういう仕事をするかという内容そのもの、例えば、今おっしゃられました徴収とか、仕事の在り方、公共のパフォーマンスそのものが競争の対象になると考えます。

金子大臣 そうすると、そういう中ではこれは市場化テストとは違って、あえて独立させて、重要項目の位置付けというのは、先生はどのような位置付けにされているんですか。

美原専門委員 それは、皆さんで御議論しなければいけませんし、八代先生の御意見もあると思いますが、あくまでも対象の考え方の違いをちょっと御説明させていただいたわけですね。どのような位置付けにするかは、会議の皆さんの御意見次第だと思います。

金子大臣 これからです。わかりました。

八代総括主査 ただ、金子大臣は、明日、御説明されなければいけない可能性があるんです。

金子大臣 本部決定をやるものですからね。17項目というのは重点項目になるものから、そこはある程度御意見のすり合わせをしておいていただいた方が。

八代総括主査 ほかの委員の方の御意見もあると思いますが、私の理解は、市場化テストというのはすべてのものが対象になるわけですから、当然ながらこの17の重点事項とダブルものがあるのは当たり前でありまして、その意味でもこの14というのは、あくまで会議として取り組むべき重点事項であって、その取り組むときの手段の1つとして、市場化テストのモデル事業の対象となることもあり得るんだと。そういう御説明ではいかがでしょうか。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 この問題は、官業民営化等ワーキンググループの中で、一番最初に給付・徴収というものが入っておるわけです。その給付・徴収というのは、税金も含めば、こういう社会保険のもの、あるいは、健康保険のものも入っていると。そのコンテキストの中でも取り上げられていくマターなんです。

金子大臣 そうですね。全部ダブっているわけですね。

鈴木議長代理 ですから、このところで社会保険庁ですが、基本的には国税にしる、

それにしろ、すべてそういう仕事の民間開放というときには、プロセスは幾つかあるわけです。その1つのプロセスというのは、例えば、徴収だとか支払いという実務的な問題を民間に開放していったらどうだという、そういうステージの課題があると思います。それをどんどん上にいきますと、そんなことをやっていくのだったら、社会保険庁自体も、あるいは、ちょっと乱暴なことを言いますが、国税庁自体も民間にしたらどうだと、このコンテキストの流れの中でとらえられるべき問題だと私は思います。

市場化テストとの関係というものは、これはどちらが兄貴で、どちらが弟というものでなくて、要するに、官業民営化等ワーキンググループは、たとえアプリカントがいなくても、それをでき得る限り民間に開放していくと、その道筋、穴を開けて、そして必要ならば法律改正をするという位置づけにあるわけです。それに対して市場化テストというものは、穴は開いたけれども希望者がいないということでは、これは民間開放が進まないわけですから、希望者が出てきたときには、ではその2人の間で競争をしてみましようという話になってくるというコンテキストの中にあると思うのです。

金子大臣 なるほど。

鈴木議長代理 だから、そういう意味合いで、この「社会保険庁の民間開放促進」というのは、非常に多重的な意味合いがあって、1つの行き着く姿として、社会保険庁自体が民間になったらいいじゃないかというものを含むが、社会保険庁の中の業務というものを、できるものについては、例えば、徴収、支払い、あるいは、査定だと、そういう問題も個別に、あるいは、包括的に開放するということも含むというテーマであるというふうに、私は理解しております。

宮内議長 それでは、別の問題も含めまして、白石さん、どうぞ。

白石委員 細かな点だと思うんですが、見方を変えれば、若干本質的なところなので、是非お伺いしたいんですけども、まず、1ページ目なんですけど、中段辺りで、1行ブランクがある次の行なんですけど「重点検討事項の『官製市場の民間開放』の審議に当たっては」というところから「政治的なリーダーシップを期待する」という、3行の文言なんですけれども、この主語は当然この会議がということですね。

この会議が連携を図ることにより、ここに書いてある経済財政諮問会議とか、地域再生本部に政治的なリーダーシップを期待するということなんでしょうか。これは主語、そして対象が非常にわかりにくい。政治的なリーダーシップを期待するということは、期待だけあって、その成果が非常にあいまいだと思います。ここを少し修正していただければというふうに思います。

4ページ目でございますけれども、スケジュールのところ、中段から下に「(注)結論が得られた事項については、できるだけ早期に実行に移すよう、政府に要請」と、「できるだけ早期に」というのは非常にお役所的な言葉ですが、これは結論が得られた事項については、早いものから順次に年内にというように確証をもって書けないのかどうか、そして「政府」という文言も、これは本部の間違ひではないかなと思うんですが、その辺り

でお気づきの点がございましたら、お教えいただければと思います。

宮内議長 どうぞ。

原委員 関連で、やはり文言のところで併せて御回答いただけたらというふうに思うんですけども、2ページの(5)で「規制改革の広報について」という項目で立てられているわけなんですけれども、国民に広く知ってもらおうということが大事だということは何度もこの場でも出ておりますので項目として立てられたと思うんですが、2行目のところに「改革の現状・阻害要因等についても」というふうになって、積極的なPR活動というふうなところにつながっているのが、ちょっと私としては、話として飛んでいるような気がして、阻害要因というようなことは、かなり国民にも広く知っていただいて、議論を詰めていかなければいけないというふうに思っているので、ただ単純にPRということではなくて、情報公開を図っていくとか、会議としても説明責任を果たす意味で開示をして、そしてPRをしていくというような話につながっていかないと、ちょっと一段階飛んでいるような感じがするというので、もう少し内容も検討して情報開示に努めるというようなニュアンスを入れていただきたいというふうに思います。

そこだけです。

宮内議長 ありがとうございます。どうぞ。

大橋専門委員 全体はこれでいいと思いますが、1点だけ3ページの「(1)民間開放に関する『横断的手法』の構築」の2番目の横線を引いている「法制化を含めた制度設計」という文言が書かれております。これは、16年度の運営方針でございますので、読む人は、この会議は16年度中に法制化をするんだなというふうにも読む人が多いんじゃないかと思うんです。実際の現状を考えると、それはなかなか困難な状況もあるのではないかと思いますので、やや表現を考えていただいて、努めるとか、あるいは努力するとか、そういうふうな表現に、最後の「選定等を行う」の後に努めるとかいうふうな表現にしたらいかがでございましょうか。

八代総括主査 今回の点ですけれども、私はこの文章は、別に16年度中に法制化をすると読む必要はないわけで、法制化を含めた制度設計、制度設計を16年度中にするわけですね。その制度というのは、単なる通達とか何かじゃなくて法制化を含めたものであるということです。制度設計自体は16年度中には当然できるわけで、これは厳密な意味の法制化というのをできるだけ速やかにというのがコンセンサスだと思うので、仮に「努める」となると制度設計もすべて、モデル事業も全部努めるという努力目標になってしまうので、ちょっとそれはやや弱過ぎるのかなと思いますけれども。

大橋専門委員 「法制化を含め」という文言をあえて特出しをしているわけですから、それが一番中心の課題になっているはずでしょうから、それが16年度にできないというのは、やや言っていることが誇大表示だというふうにとられると思います。

宮内議長 どうぞ。

福井専門委員 私は、この原文のままで結構だと思うんです。と言いますのは、この文

言の読み方としては、法制化は制度の例示の一つですから、法制化を含めた制度についての設計を行う、ということであって、例えば制度化を行うと書いてあるわけではなくて、設計を行うというのは八代委員の言われたとおりです。この表現の方がより強い意思が表われて適当だと思います。

大橋専門委員 制度設計というのは、通常は制度化という意味ですね。そう考えるのが常識だと思います。

鈴木議長代理 その官語と民語のニュアンスはどうですかね。私は制度設計だから制度の在り方、仕組みをつくるだけだと、実施するかどうかは、それを受けてから本部との協議になるとか、そしてやるという問題で、そのなかには法律がとまらないことにはできないものもある。というふうに素直に読んで、設計して直ちに家が建っておれば、それに越したことはないなというふうに思いますが。

本田委員 もう一か所よろしゅうございますか。

宮内議長 どうぞ。

本田委員 先ほどの白石委員の御指摘のポイントと絡むんでございますが、1ページ目、2段落目の経済財政諮問会議や構造改革特別区域推進本部、地域再生本部等の連携というのは非常によくわかるんですが、規制改革・民間開放推進本部との連携というのは、やはり先の3つの本部とはちょっと違ったレベルで語られるべきではないかという気がいたします。

この会議として、本部としてどう関わっていくのかというのは、できましたら別行にさせていただいて、特に「2.本年度の検討体制等」の中で企画委員会の4人の議長及び主査の方々が会議の意見を最大限反映させるところを、逆にここに持ってきてしまった方がよろしいのではないのでしょうか。できましたら「政治的なリーダーシップを期待する」という、ややあいまいな表現をもう少しぱりっとさせていただくと、私どもの会議としての本部に対する期待というのが全面に出るのかなと思いますが、いかがでしょうか。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 これは、多分いろいろ経緯があって、政治的なリーダーシップというのは、はっきり言えば、総理大臣のリーダーシップということです。やはりこういう改革というのは、最終的にはやはりトップダウンで決めなければいけないので、ですから、白石委員が言われた点は、実は主語が2つあるんでありまして、最初の主語は当会議であって、政治的なリーダーシップの主語はトップであるというふうに私は理解していたんですが。

鈴木議長代理 確かにわかりにくいというのがあるけれども、地方と政治は歴史的にこういう言い方をしてきたので、それでいいか悪いかは別だけれども、そこに並べてある本部というのは、みんな閣僚、基本的に言ったら政治ですね。そこと連携を図ってやっていくけれども、そこにおられる閣僚の方たち、なかんずくトップの方はという、そういう文脈で書いてあることなのです。

だから、リーダーシップを発揮して、それを実現すべきであると、普通の官庁相手だったら言うけれども、政治に対してものを言うときには、このような言い方を通常はやってきたということです。そこまで遠慮する必要はないよというのだったら話は別だけれども。

八代総括主査 先ほど白石委員が御指摘になった4ページの政府か本部かというところはどうなんでしょうか。年内に実行というのは、当然ながら、その前が年末の答申に向けた検討ですから、むしろ答申前かどうかというのがポイントなわけですね。

つまり、更に言えば、政府というのは非常にあいまいな表現なので、なぜ本部ではいけないのかというのはどうなんでしょうか。

河野室長 ちょっと御説明させていただきますけれども、政府の推進本部は、一つは答申のとりまとめに向けまして、関係閣僚と委員の間で協議し、審議をする一つのそういう議論の場でありまして、それについて意思決定をしていく場ではありますけれども、決まった政策の実施機関の位置づけはございませんので、やはり得られた結論に沿ってそれを実行していくということであれば、その制度を所管する各省であり、それを全体としてとらえた政府というふうに書いていく方が表現としては適当ではなかろうかということで、こういう原案にさせていただいております。

白石委員 それであれば、工夫をしていただいて、政府が早期に実行に移せるよう本部に要請をするという書きの方がより正確ではないかなと思います。

先ほど1ページ目のことにこだわるんですけれども、総理のリーダーシップを期待するということを入れるかどうかというのは、ここの皆さんの御議論によるところなんですけれども、そもそも総理がリーダーシップを発揮しやすいように、当会議としては何をやるのかということと、それとほかの会議との関係性をきちんと書いた方が、読む方にとって非常にあいまいもことした印象を与えないと思います。

宮内議長 運営方針というのは、我々委員、専門委員、事務局が共通認識として持つておくというためにつくっている部分が一番大きいと思います。外部の人にこれを読んでいただいたら完璧に説明になるかどうかということはちょっと別にして、我々が何を目的として何をするかという共通認識さえ持てればいいのであって、ちょっと修文、修字まで行きますと、大変意見の一致を、完璧なものをつくるということになると大変でございますので、その辺はちょっと85点ぐらいで我慢いただいて、全体像として年末に向けて、大体こういう方向で行こうじゃないかと。

特に5ページ目、これはあえて名前を入れさせていただきましたのは、皆様方お一人お一人に、この部分は絶対私に任せておいてくれと、何が何でもやり抜くという決意表明を、ここで異議が出ませんでしたら、していただいたということを私としては確認を取りたいということございまして、名文でないというところは、ちょっと御勘弁いただいて、大枠で御議論いただければ非常にありがたいと、全然間違っているということであれば、勿論議論すべきだと思いますけれども。

どうぞ。

安居委員 今回の関連の４ページの「結論が得られた事項については」云々ということですから、これは一般的に言いますと、期限を付けて、いついつまでにどうするんだというのを大体出しますね。だから、それとの絡みで言うと、必ずしも書かなくてもという感じがしますけれども、それはどうなのでしょう。

河野室長 御指摘はごもっともでございます。大体議論が集約されまして結論が得られる段階では、実施時期も含めて政府内で合意をしていきますので、そういう意味では書かなくても当然そういうことが進むわけでありましてけれども、会議の姿勢として、特にこういうことを付言いただいているというふうに理解しております。

宮内議長 今度本部というものができまして、本部決定というようなことが行われる頻度が非常に多いのであれば、決まったことは早いところ決めてもらうというような趣旨も入っていると、そういうことになるか、ならないかは別にして、決まったことは本部というところが、会議をするのであれば、その都度、一月でも半月でも早い方がいいんじゃないかと、そういう意味合いも含まれて、ここは入れたんだと思います。

鈴木議長代理 企画委員会に出ていたのですが、今までは中間答申、それから 12 月の最終答申という 2 段階主義でやってきたけれども、こういうものの中で決まったものが出てきたら、その決まった都度答申をして政府に実行していただくこと、そういう趣旨だったかどうか。

宮内議長 そういうこともあり得ると。

鈴木議長代理 それを含めてこの表現が意味すると。

宮内議長 と私は理解しております。

鈴木議長代理 そうすると、少しはっきり書いた方がわかりやすいですね。

宮内議長 どうぞ。

大橋専門委員 この運営方針の紙の性格なんでございますが、まず、これはここで決定された場合にはプレス発表されるのかどうか、もし、プレス発表されるんだとすれば、これは議長がおっしゃる単に我々の内部の資料というものにすぎないということではなく、あるいはプレス発表をすることによって、国民なり、あるいは関係省庁にこの会議というのは、こういうふうこれから活動し、こういうふうにとまとめていくんだということはある程度公に知らしめるという性格の資料でもあるんだろうと思うんです。

そういう意味では、決してないがしろにしていいようなペーパーでもないの、相当慎重に考えていただいてもいいものではないかというふうに私は思います。

宮内議長 それはおっしゃるとおりでございます。これを内部だけにしておくということではありませんで、外部にこういうことやるつもりだということでお出しすると。

しかし、主なる目的は、我々内部の運営方針をこういう形でやるのでいかがでしょうかということ、共通認識で読んでいただいております。おわかりいただければ、大方の目的は達したと。たとえ外部の人が見て悪文ではないかとか、意味が不明であると言われてたとしても、そのときは説明すれば、極端に言うと、済むことではないかなという気がするんですけども。

ですから、ここに書いてあることで、全然そういうやり方ではおかしいじゃないかとか、意味がということであれば、当然修正をいたしますけれども、ちょっと意味が不明確だと、あるいはこう書いた方がいいんじゃないかというのをやり出しますと、今日決めさせていただければというふうに思っておりますので、そういう意味では成文で何か修正等がございましたらできるんでございますけれども、そうでないと、ちょっと持ち帰って一生懸命修正していくというほどの意味合いがあるかどうかということもお考えいただければと思います。

どうぞ。

志太委員 ともかく我々は非常に大事な仕事を抱えているわけですから、余り細かいことにこだわって、前へ進んでいけないようではいけないと思います。今、議長のおっしゃるような方向で進めていただいて結構だと、私は思います。

運営方針の「別添」末尾に書かれております「集中受付月間」の担当主査を、私が仰せつかりました。これは、これまで事業活動円滑化ワーキンググループが担当することになっていました。今回、運営方針にあえて取り上げていただきましたのは、それだけこの運動が大事だという企画委員会のお考えがあつてのことだと思います。そこで「集中受付月間」の担当としてお願いしたいことがございます。

1つは「あじさい月間」の提案事項の中で、今まで土俵に乗っていない重要なものが45ばかりございます。まず事務局の方でいろいろ御検討いただき、その上で、各ワーキンググループの分担と言いますか、それぞれ受け持っていただくようお願いしてございます。委員の方々はすでに重要検討事項をお持ちですが、国民や経済界から集中受付月間に出てきた要望の実現につきましても、よろしく御尽力の程、お願い申し上げます。

11月から「もみじ月間」が始まります。現在特区室と連携を保ちながらスケジュールを詰めているわけでございますけれども、今回は開催を前倒しして、10月早々から「もみじ月間」をスタートさせ、より多くの提案をいただきたいと考えています。先程もお話がありましたが、「もみじ月間」のPR活動もたいへん重要です。いろいろなところで大いにアピールしていきたいと考えております。

特区事務局との打ち合わせ中ですが、前回と同じように全国10都市でキャラバンを実施したく思いますので、御協力をお願いします。国民世論を喚起したいというふうに考えています。先生方は各界のいろいろなところにつながりがあるわけでございますから、そういうところから一件でも多くの提案・要望をいただけますよう御協力を賜わりたく思います。先程もお話がありましたが、ちょっと提案件数がしりつぼみになっている傾向があります。集中受付月間を何とか盛り上げていかなければいかぬと思いますので、よろしく御願い申し上げます。以上です。

宮内議長 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか、ちょっと強引で申し訳ございませんけれども、悪文、意味不明になりかけている文章も、確かに御指摘のとおりかもしれませんけれども、大筋は外していないという形でございましたら、この運営



方針の改定につきましては、このような形で改定するんだということで御了承をいただければ、大変ありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

これで都合が悪いということでしたら、また再改訂ということも、我々で決めればよいことだと思いますので、御了承いただきたいと思います。

どうぞ。

原委員 1点だけ確認させていただきたいんですが、役割分担なんですけれども、今回は明確にということで、皆さんお名前が出て、当然責任者なんですけれども、関心を持っているほかのテーマというんでしょうか、項目のところもお伺いしてもよろしいですか。

宮内議長 当然でございまして、是非お願いしたいと。ただ、ここに名前が出たところは、何が何でも押さえてくださいということで、特に責任分担箇所でございます。あとは是非御協力をいただきたいとお願い申し上げたいと思います。

そういうことで、誤解なきようお願い申し上げたいと思います。

どうぞ。

八代総括主査 関連でございますが、今、原委員の御質問があったので念のためですが、私の理解では、この委員会のワーキンググループはすべての委員がどこに参加しようと全く自由であります。ただそのためにも日程が連絡されなければ意味がないので、事務局にお願いして、前の週の金曜日辺りに次の週以降の日程を全委員、専門委員も含めて御連絡していただくということで、日程が許す限り参加していただければと思います。

後で事務局から必要があれば補足していただきたいと思います。

宮内議長 これはよろしく、事務局の方でお願いできますでしょうか。

宮川参事官 先般、八代先生から御指摘賜わりまして、これは事務局の方でワーキンググループの予定は把握しておりますので、必ず定期的に、できれば週末に各委員にメールを送らせていただけるように、これは周知徹底を事務局でさせていただきたいと思います。

宮内議長 ありがとうございます。それでは私から1点、この会議の運営に関しまして確認をさせていただきたいと思います。

専門委員の方々についてでございますが、これまで所定の委員会、あるいはワーキンググループにおきまして、その知見を発揮していただくということでございました。

しかし、ただいま御了承をいただきましたように、今後も官製市場の民間開放、これが当会議の重点検討事項という位置づけでございます。

したがいまして、それらにつきまして、具体的な成果を挙げる上で、今後は会議の運営全般に関わる企画委員会、官製市場民間開放委員会に属しておられます、専門委員の6名の方がおられます。この6名の方々には御都合の続く限り本会議に御出席をいただく。

次でございますが、個別分野ワーキンググループの専門委員の皆様方につきましても、今後、個別テーマを当本会議で議論する場合には、必要に応じまして本会議に御出席いただくというようにいたしまして、我々委員の持っていない専門知識をこの本会議で御披露いただくということにさせていただきたいと思っております。

そういうことで、そのような形で対応させていただきたいと思いますので、専門委員の皆様方にもよろしくお願ひ申し上げたいと思いますし、また委員の皆様方にも御了承賜わりたいと、このように思います。

以上でございます。

鈴木議長代理 ちょっといいですか。

宮内議長 どうぞ。

鈴木議長代理 先に金子大臣が言われた件ですけれども、私は申し上げただけけれども、社会保険庁という言葉、私も気がついていなかったのですけれども、確かに個別官製市場の中でも社会保険業務の民間開放の促進というテーマがある、これは本田さんに担当してもらおう考えです。

だから、ここの意味が、それは社会保険業務を民間開放するときには、さっきも私は言いました。要するに、徴収それから納付の業務だけを民間開放するという場合もあれば、丸ごと民営化もありだということで、それは何でもありなのだけれども、ここに庁という言葉を入れてしまうと、まるで社会保険庁を民営化するのだと大上段に振りかぶってしまって、ちょっと誤解を与えないために、社会保険の民間開放、あるいは社会保険業務の民間開放、その中には下の方もあれば、社会保険庁も民間になってもよいではないかというものもありという、その解釈の方が無難だし、穏当だし、結論で立ち往生しなくて済むという感じが私はしますが、どうでしょうか。

宮内議長 ハローワークはいいわけですか。

鈴木議長代理 ハローワークも、民間開放と書いてあるが、ハローワークはハローワーク自体の民営化もありだし、市場化テストによりある地域なりで民間が入ってくるのもありだしというので、それは幾つかの選択肢が入るようになっています。

社会保険庁とやってしまうと、これはまさしく民営化するのかという話になってくると、それはあってもいいんですよ、本田さんがおやりになって民営化したら、これは御立派というふうに申し上げるのだけれども。

本田委員 おっしゃるように、社会保険関連業務というか、関連を入れるかどうか別ですけれども、業務でございますね。

鈴木議長代理 余りたくさん入れない方がいいですよ。

本田委員 では、社会保険業務にいたしますか。

宮内議長 庁は抜きますか。

本田委員 庁は抜いた方がよろしいんじゃないでしょうか。

宮内議長 いろいろ議論して一字だけ変わるということですが、庁を抜くということではいかがですか。

それでは、意のあるところを御了解の上、庁を抜くということにさせていただきます。

金子大臣 私も正直言ってほっとしました。それは皆さんの意見ですから、そこで御議論をいただき、私が勝手に言うわけにはいかないのです。社会保険庁を取り込むぞと、みんな

な国民もそうだと、ある意味ではありますけれども、結構大変なんです。それだけに、台風之余波で高波と会うような、大上段に振りかぶってしまってできないというのは、やはり宮内委員会のある意味スタンスにも関わるものですから、そこは割と大事な点だと実は思っていたものですから、そういう御結論をいただければ、委員の皆さんの合意として話をさせていただいてまいります。

宮内議長 それでは、そういうことで進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、事務局から最後に連絡事項ということで。

八代総括主査 済みません、その前に、その他の事項なんですが、明日の閣議というか、10日にはもう一つ特区の全国展開ということも関わります。檜木参事官が来ておられますが、これは本部会議にも本来御報告すべきことではないかと思しますので、簡単にお話しさせていただきたいと思えます。特区というのは、御承知のように、特区をつくれば、それで終わりではなくて、あくまでそれは全国ベースの規制改革を促進するための手段であるというのが合意事項であったわけです。

それで、この会議でも、当初、この前身でありますけれども、特区なんてものをつくると、かえって全国ベースの規制改革が遅れるんじゃないかという御批判もあったわけがあります。

そういうことで、特区の推進室及び特区評価委員会では、とにかくスピードというのが大事であると。したがって2003年4月にできました第1号特区を含めた、第1次バージョンについては1年間の実績を踏まえて、2004年の上半期に評価をし、その結果、新聞等にも一部出ておりますが、38の重要な特区を評価した結果、そのうちの26が全国展開される。

しかも、残りの12についても5つが今度の下期に評価する。7つを上期、上期と言っても4～5月というものもあるわけではありますが、その意味では、第一陣としては、かなりの成果であったかと思えます。

これには、特区推進室の事務員の夏休み返上のお仕事と、それから何よりも各省と意見交換というか、交渉したときに、我々が言ったのは、最後は金子大臣が出てくるぞとということを切り札に使いまして、これで解決した件も幾つかあったわけです。非常にその点でもありがとうございました。

そういう意味で、私としては特区の全国展開というのは、まずまず成功したと思うんですが、逆にそれが各省の警戒心をかなり強めた面があるわけですし、だからこそ新しく特区をつくるというのが非常に重要な今後の課題になってくる。

特区の新しいものが先細りすると、結果的に全国の規制改革が遅れるということになりますので、ここは、やはり会議、こちらの協力というのが不可欠になるかと思えます。

その意味でも、新たな特区をつくるときに、前身の会議では特区ワーキンググループというのがありまして、そこで特区推進室と協力しまして、各省と公開討論、交渉をやった

わけですが、今回はできたばかりということで、こちらの方は余り協力してこなかったんですが、秋の陣においては、やはり特区推進室と協力しまして、特区提案のうち、重要なものについては、こちらの会議でも関係のワーキンググループ、あるいはそのときだけ臨時に合同で特区関係のワーキンググループみたいなものをつくってやるというようなことも必要ではないかというふうに思いますので、その際には是非御協力をお願いしたいと思います。

ちょうど、先ほどもみじの話がありましたが、もみじの全国版をやるように、特区についても重要なものについては、この会議で是非主査の御協力を得て審議していただきたいと、私は思っております。

宮内議長 ありがとうございます。まさにおっしゃったとおりだと思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

どうぞ。

金子大臣 昨日、特区は官邸でやりまして、さっき打率というお話がどなたかから出たんですが、特区も打率問題が実はあるんです。

そういう中で、これはとにかくこれまで出てきたものは、全部、まだ実現していないものも、すべて総点検して見直すということで、お盆前から担当室にとりかかってもらっています。つまり、何回出しても、まだ実現できていないもの、しかし、ちょっと工夫することでできるものというのが出始めております。

一例だけ申し上げれば、随意契約、地方自治体と業者との間の癒着という問題があったものですから、地方自治体が、随意契約というのは極めて厳しくされていたんですけれども、市町村が合併する、それに伴って、地方が一生懸命ベンチャーを育てている、そういうベンチャーの人たちに地方合併に伴うソフトというものを発注できるようにすると、大手だけではなくて、地域でできるところは発注できるようにしよう。

あるいは、身体障害者の企業がつくったものを随意契約で買えるようにしよう。これは身体障害者の方々の雇用の確保の場をつくるという政策目的でありますけれども、これも長い間、地方自治体があつてできなかったんですけれども、今回、これが実現できるようになった県が出てきました。

ただ、一方で、今、八代先生が特区の全国展開をちょっと一緒に考えてくれとおっしゃる中で、安楽死特区というのがあるんです。昨日官邸でちょっと。それで安楽死を特区でやるのがいいのか、全国展開なのか、どっちがいいんですかね。

それから、あとはとんでもないのがあるんです。高速道路のスピード表示を全部特区でなくせと。それから、ある市から出てきましたのが、外人がやられる飲食店なんですけれども、これをこの地域でここで作るものについては、風俗営業法の対象外にしてくれと、何でもありと、いろんなアイデアはいいんですけれども、やはりなかなかあそこですねと言って社会的なものが得られないというようなのも結構あります。それが、ある意味で打率を下げているところもあるんですが、しかし、今の安楽死特区というのは、将来、ター

ミナルケアみたいなものが、我が国の社会に出てきますと、必ず地域からそれを導入していこうかという議論にもつながっていく話だと、私自身はちょっと感じているものですから、そんなものをまた踏まえて、今の八代先生がおっしゃった特区と規制改革との関係の中にも、皆さん、必要な時期に御検討いただければと思いますので、お願いします。

宮内議長 どうもありがとうございました。その他、よろしゅうございましょうか。

それでは、事務局からお願いいたします。

原企画官 最後に資料2をごらんいただきたいと思いますのですが、これにつきまして若干お時間をいただきまして、御説明させていただきたいと思います。

1枚目でございますように、8月3日に当会議の中間とりまとめを公表いたしましたのですが、その2日後の5日付けで、厚生労働省の方が該当部分につきまして、同省の考え方をホームページに張り出しまして公表しております。

これにつきましては、ほとんどの内容につきましては、中間とりまとめの別紙に反映をいたしまして、それに対する当会議の見解は、既に明らかにしているところでございますけれども、本日、御欠席でございますが、草刈総括主査の方から一部反論、あるいはこちらの会議の見解が示されていない部分がございますので、そこにつきましても漏れなく見解をこちらとしても公表すべきだという御指摘をいただきまして、作成したものでございます。

2枚目でございますけれども、既に内容等は電子メールで送らせていただきまして、御確認をいただいていると思いますので、本日、改めてこれを御確認いただいたということで、右側の「当会議の見解の(案)」のところの(案)を取らせていただきまして、ホームページに掲載をさせていただければという趣旨の紙でございます。

よろしくお願いいたします。

宮内議長 どうぞ。

八代総括主査 私も事前に御相談を受けて、そのときはそうなかと思ったんですが、何のためにこれを載せるかと考えたときに、厚労省がこういうことを言ったから、それに対して反論するということになる。そのときに、これを広報と考えるか、あるいは厚労省がやったらか、やむを得ずやるかというネガティブで考えるかという、どちらの考え方でやるかというのがポイントだと思います。

私は、草刈さんが言っておられたことは、ある意味で広報に近いんじゃないか。厚労省がこういう反応をしてくれたら、これは非常に結構なことで、それに対して再反論することで当会議の考え方を世に知ってもらうんだというふうに考えたら、厚労省がこれだけ膨大なものを出しているんだから、それには全部答えるべきではないか。

確かに、ほかの点は既に我々が言っているんだから、そちらのホームページを見てください、そちらの部分を見ていただければ結構ですというやり方もあるかと思いますが、どうせ同じものならば、厚労省が出したのものに対応するものを全部、厚労省の考え方に対する再反論として、上の1枚紙くっつけて、そこだけ見ればいよいよやるというのも広報

の考え方じゃないかと。

要するに、読者に対して2か所見てくださいというか、1か所見てくださいというか、その考え方の違いであって、手間は大したことがないのであれば、やはり消費者が読みやすいように、こちらがある程度手間をかけてもいいんじゃないか。と思いますが、その手間はどうかですか。

原企画官 御指摘のように、手間はそれほどかからないと思いますので、若干形式を変えさせていただきまして、そのようにさせていただきたいと思います。

宮内議長 ありがとうございます。それでは、そういう前向きにとらえてやっていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの件も含めまして、形式を変えて公表していただくということにしたいと思います。

それでは、本日の会議は以上でございますが、本日の議論を踏まえまして、今後、各担当委員及びワーキンググループにおかれましては、各省のヒアリング、あるいは民間事業者のヒアリング、こういうことを含めまして、検討を進められるということでございます。大変御苦労でございますけれどもお願いしたいと思います。

したがって、次回の本会議は、早速検討をしていただいた進捗状況等について、御報告をいただくということで、そういう形で開かせていただきたいと思います。

したがって、具体的な日時等につきましては、事務局で調整いただきました上、御連絡を差し上げたいと思います。

それから、本会議の様様につきましては、後ほど記者会見を行うということで、いつものとおりさせていただきますが、明日、中間とりまとめの実現に向けた当会議の取り組みというものを、本日の議論を踏まえまして、金子大臣と私が経済財政諮問会議に出席いたしまして、御説明をさせていただくと、そういう時間をちょうだいしておりますので、あらかじめ御報告を申し上げておきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。